

第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 10031 号

株式会社 住共クリエイトサービスセンター  
代表取締役 村上 弘 様

新居浜市長 石川 勝行



令和6年4月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日 令和6年 6月 1日  
許可の有効年月日 令和8年 5月 31日

|              |   |
|--------------|---|
| 事務所及び事業場の所在地 | 新居浜市磯浦町16番5号 新居浜市磯浦町乙366番19                                     |
| 事務所及び事業場の名称  | 株式会社 住共クリエイトサービスセンター  |
| 業の種類         | 収集運搬業   |
| 廃棄物の種類       | ごみ  |
| 営業の区域        | 新居浜市内一円   |
| 積替え・保管の有無    | 無   |
| 許可の変更の状況     | 令和6年06月24日 役員変更<br>取締役(退任)丹 一志、山内 智弘 → (就任)伊藤 孝徳、越智 祐一郎         |
| 条件           | 業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。<br>使用車両は届出をしているものに限る。 |

## 一般廃棄物処理業(ごみの収集・運搬)の許可に関する指示事項

- 1 一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条・第7条参照)
- 2 許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。
- 3 一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。
- 4 市の処理施設を使用して処分する場合は、必ず市が発行するごみ処理施設の使用許可を受け、搬入する際の注意事項を遵守しなければならない。
- 5 一般廃棄物処理業として使用できる車両は下記の車両とし、他の車両を使用してはならない。
- 6 許可の更新手続きは、許可期間の満了前30日までに申請すること。

|   |      |            |    |        |       |         |       |            |
|---|------|------------|----|--------|-------|---------|-------|------------|
| 1 | 車名   | 三菱         | 形状 | 普通     | 最大積載量 | 2,000kg | 登録抹消  | 登録         |
|   | 登録番号 | 愛媛100す7434 | 種別 | キャブオーバ | 車両重量  | 2,970kg | 異動年月日 | 令和6年06月01日 |

(1)